

## 消費者保護基本法の一部を改正する法律要綱

### 第一 題名の改正

題名を「消費者保護基本法」から「消費者基本法」に改めるものとする。

(題名関係)

### 第二 目的規定の改正

目的規定を次のように改めるものとする。

この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(第一条関係)

### 第三 基本理念の新設

消費者政策の推進に関し、次のような理念規定を設けるものとする。

一 消費者の権利の尊重及びその自立の支援

消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならないものとする。

（第一条第一項関係）

二 事業者の適正な事業活動の確保と消費者の特性への配慮

消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならないものとする。

（第一条第二項関係）

三 高度情報通信社会の進展への的確な対応

消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならないものとする。こと。  
(第二条第三項関係)

四 国際的な連携の確保  
消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならないものとする。こと。  
(第二条第四項関係)

五 環境の保全への配慮  
消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならないものとする。こと。  
(第二条第五項関係)

#### 第四 国及び地方公共団体の責務に係る改正

一 国の責務  
国は、経済社会の発展に即応して、第三の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有するものとする。こと。  
(第二条関係)

#### 二 地方公共団体の責務

地方公共団体は、第三の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者政策を推進する責務を有するものとする。

(第四条関係)

## 第五 事業者の責務等に係る改正及び規定の新設

一 現行の事業者の責務の規定を次のように改めるものとする。

1 事業者は、その供給する商品及び役務について、第三の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、次に掲げる責務を有するものとする。

消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

(第五条第一項関係)

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならないものとする。

(第五条第二項関係)

二 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(第六条関係)

三 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならないものとする。

(第七条第一項関係)

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならないものとする。

(第七条第二項関係)

四 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(第八条関係)

## 第六 消費者基本計画に係る規定の新設

一 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならないものとする。こと。  
（第九条第一項関係）

二 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。こと。  
（第九条第二項関係）

1 長期的に講ずべき消費者政策の大綱

2 1のほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

三 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならないものとする。こと。

（第九条第三項関係）

四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならないものとする。こと。  
（第九条第四項関係）

## 第七 基本的施策に関する規定の改正及び新設

現行の「消費者の保護に関する施策等」について、その内容を次のように拡充するとともに、消費者政策に係る「基本的施策」とするものとする。こと。

一 安全の確保に係る改正

「危害の防止」について定める規定について、「安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進」及び「安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供」に関する施策を明示するとともに、規定全体を「安全の確保」に関する規定とするものとする。 (第十一条関係)

二 消費者契約の適正化等に係る規定の新設

国は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。 (第十二条関係)

三 広告その他の表示の適正化等に係る改正

「表示の適正化」等について定める規定について、「広告」が含まれることを明示するため、これを「広告その他の表示の適正化」等について定める規定とするものとする。 (第十五条関係)

四 公正自由な競争の促進等に係る改正

公正かつ自由な競争を不当に制限する行為について定める規定について、「消費者の自主的かつ合理

的な選択の機会の拡大を図るための競争の促進」に関する規定へと一般化するものとする。

(第十六条関係)

## 五 啓発活動及び教育の推進に係る改正

啓発活動及び教育の推進について定める規定について、国と並び地方公共団体も主体的に取り組むべきことを明示するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、様々な場を通じての教育の推進の必要性を明示するため、学校、地域、家庭、職業その他の様々な場を通じて教育を充実する旨を規定するものとする。

(第十七条関係)

## 六 意見の反映及び透明性の確保に係る改正

消費者の意見の反映について定める規定について、「施策の策定の過程の透明性の確保」を明示するものとする。

(第十八条関係)

## 七 苦情処理及び紛争解決の促進に係る改正

### 1 苦情処理の促進

市町村の苦情処理のあっせん等について定める規定について、都道府県及び市町村の役割分担を明

確化するため、次のように改めるものとする。

(第十九条第一項関係)

地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん等に努めなければならないものとする。

の場合において、都道府県は、市町村（特別区を含む。）との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うものとする。ともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するよう努めなければならないものとする。

## 2 人材の確保及び資質の向上その他の施策

国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策（都道府県にあつては、１に規定するものを除く。）を講ずるよう努めなければならないものとする。

(第十九条第二項関係)

## 3 紛争解決の促進

紛争解決の促進について新たに規定を置くこととし、「国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努める」旨を規定するものとする。

(第十九条第三項関係)

#### 八 高度情報通信社会の進展への的確な対応に係る規定の新設

国は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって高度情報通信社会の進展に的確に対応するために必要な施策を講ずるものとする。

(第二十条関係)

#### 九 国際的な連携の確保に係る規定の新設

国は、消費生活における国際化の進展に的確に対応するため、国民の消費生活における安全及び消費者と事業者との間の適正な取引の確保、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって国際的な連携を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

(第二十一条関係)

#### 十 環境の保全への配慮に係る規定の新設

国は、商品又は役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対する啓発活動及び教

育の推進等に当たって環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

(第二十二条関係)

十一 試験、検査等の施設の整備等に係る改正

国は、役務についての調査研究等を行うとともに、必要に応じてその結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

(第二十三条関係)

第八 国民生活センターの役割に係る規定の新設

独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(第二十五条関係)

第九 消費者団体の自主的な活動の促進に係る規定の改正

国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよ

う必要な施策を講ずるものとする。

(第二十六条関係)

#### 第十 消費者政策会議に係る規定の改正

多岐にわたる消費者政策に係る諸施策を一体的・戦略的に実施するため、次のような改正を行うものとする。

一 「消費者保護会議」を、「消費者政策会議」とするものとする。

(第二十七条第一項関係)

二 消費者政策会議は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(第二十七条第二項関係)

消費者基本計画の案を作成すること

のほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

三 消費者政策会議は、消費者基本計画の案を作成しようとするときは、国民生活審議会の意見を聴かなければならないものとする。

(第二十七条第三項関係)

#### 第十一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

## 第十二 検討

消費者政策の在り方については、この法律の施行後五年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする事。

(附則第二項関係)

## 第十三 その他

その他所要の規定を整備すること。